

陳情事項

関係機関等に対し、次の事項を働きかけること。

- 1 当該事件に関連する各種ねつ造・過熱報道により、著しく不当に現実からわい曲若しくはかい離した人物像を構築され、又はこれを広く一般に拡散され若しくは定着させられたことで、名誉を毀損され、日常生活又は社会生活に著しく支障を来し続けている当該報道被害者の名誉を回復すること。
- 2 当該報道被害者に対し、しかるべき補償をすること。
- 3 1及び2の措置等の内容並びにこれに関連して関係機関等が把握した当該事件に係る真相を公表し、広く一般へ知らしめること。
- 4 当該報道に関する会社等に対し、記事の削除又は訂正並びにこれら措置等の公表及び拡散等へ向けて働きかけること。